

ミナミ御堂筋の会 会則

(名称)

第1条 本会の名称は、「ミナミ御堂筋の会」と称します。通称名として、「御堂筋の会」を併用します。

(区域)

第2条 本会の区域は、御堂筋の長堀通から南海なんば駅までの沿道に面する敷地を含めた区域（別図で示す範囲）とします。

(目的)

第3条 本会は、国内のみならず海外からも注目される“世界の御堂筋”をめざし、まちの資産価値向上を図るべく、不動産オーナーが連携して、下記の3つの観点からまちのあり方を提案し、実現に向けて働きかけることを目的とします。

- (1) 高質なメインストリートの空間・環境づくり (Environment)
- (2) 経済・投資活動で町が潤うしかけづくり (Economy)
- (3) まちの発展を導くマネジメント体制・しかけづくり (Empowerment)

(会員)

第4条 本会の会員は次の通りとします。

- (1) 正会員 本会の区域に土地あるいは建物を所有し、本会の趣旨に賛同して入会した者
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し協力する区域周辺の事業者、団体等

(会費)

第5条 本会の会費は年会費、臨時会費とします。

2 年会費は次の通りとします。

- (1) 正会員 月額5,000円
- (2) 賛助会員 月額5,000円以上

3 臨時会費は、会員から徴収するものとして、その額は、その都度定めるものとします。

(役員)

第6条 本会には次の役員を置くものとします。

- (1) 代表幹事 1名
- (2) 幹事 若干名
- (3) 会計監査 1名

2 役員を選任は以下の通りとします。

- (1) 幹事は、総会において自薦または推薦により選出します。
- (2) 代表幹事、会計監査は、幹事の中から互選により選出します。

3 役員職務は以下の通りとします。

- (1) 代表幹事は、本会を代表し、会務を統括します。
- (2) 幹事は、本会の会務全般を執行します。
- (3) 会計監査は、本会の会計を監査します。

(顧問)

第7条 本会には、会員の承認を得て、本会の運営・活動に対して助言や対外的な発信等、側面的な支援を行う顧問を若干名置くことができるものとします。

(事務局)

第8条 本会の事務を処理するため、事務局を置くこととします。

(総会)

第9条 本会は、毎年1回通常総会を開き、代表幹事が招集するものとします。

2 総会の議事は、出席する正会員（委任状含む）の過半数をもって決するものとします。

3 代表幹事は、必要に応じて臨時総会を招集できるものとします。

(予算・決算)

第10条 本会の予算は、総会での決議をもって定め、決算は監査を経たうえ総会の承認を受けるものとします。

(事業及び会計年度)

第11条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終るものとします。

(退会)

第12条 会員は本人の申し出により退会することができます。

2 会員の中で本会の目的に反する行為をする者があったときは、総会での決議をもって、退会させることができることとします。

(会員の禁止事項)

第13条 会員は、次の事項に該当するまたはそのおそれのある行為は禁止とします。

(1) 公序良俗に反する行為

(2) 法令に違反する行為

(3) 選挙運動もしくはこれに類似する行為、または宗教等への勧誘などの行為

(4) 他の会員もしくは第三者に不利益を与える行為（著作権・肖像権・知的財産権の侵害、誹謗・中傷など）・本会の活動や運営を妨害する行為

(5) 本会が承認していない営業行為

(6) 本会によって提供された制作物等の内容の無断転載及び再配布

2 会員が前項に掲げる事項に該当する場合は会員資格が喪失されます。

(会則の改廃)

第14条 本会則の改廃は、総会に諮り決するものとします。

(雑則)

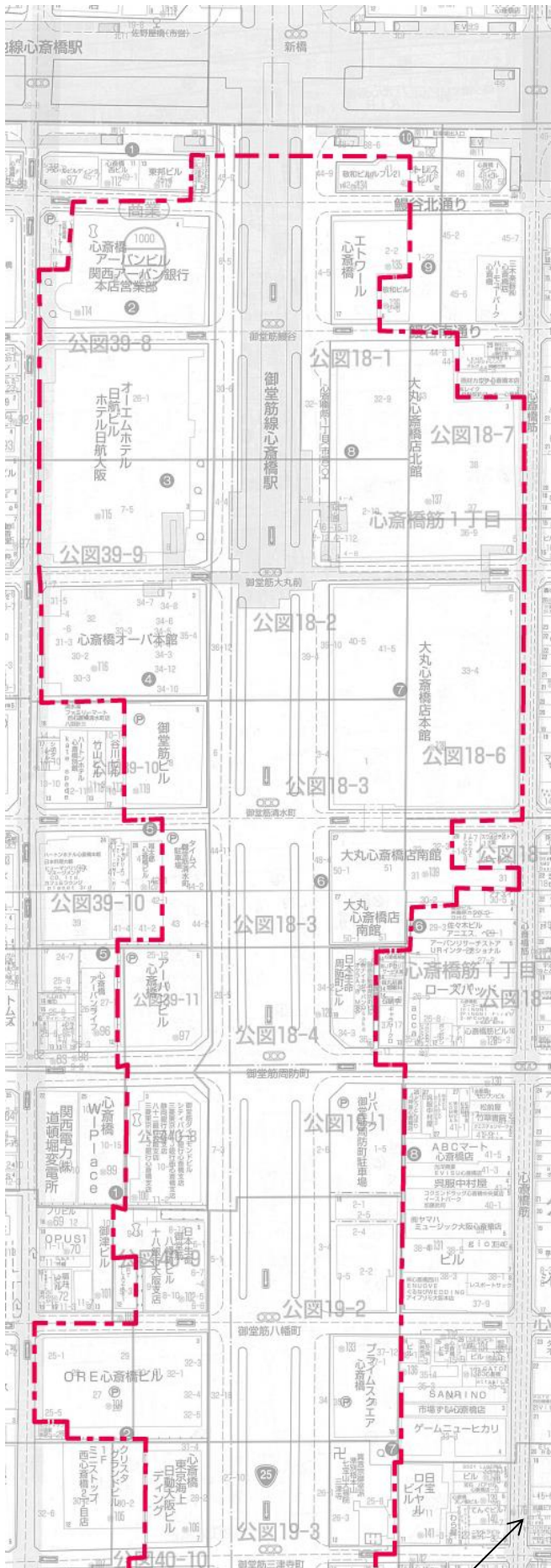
第15条 この会則に定めるもののほか、会の運営にあたり必要な事項は、役員の合議により決定できることとします。

附則

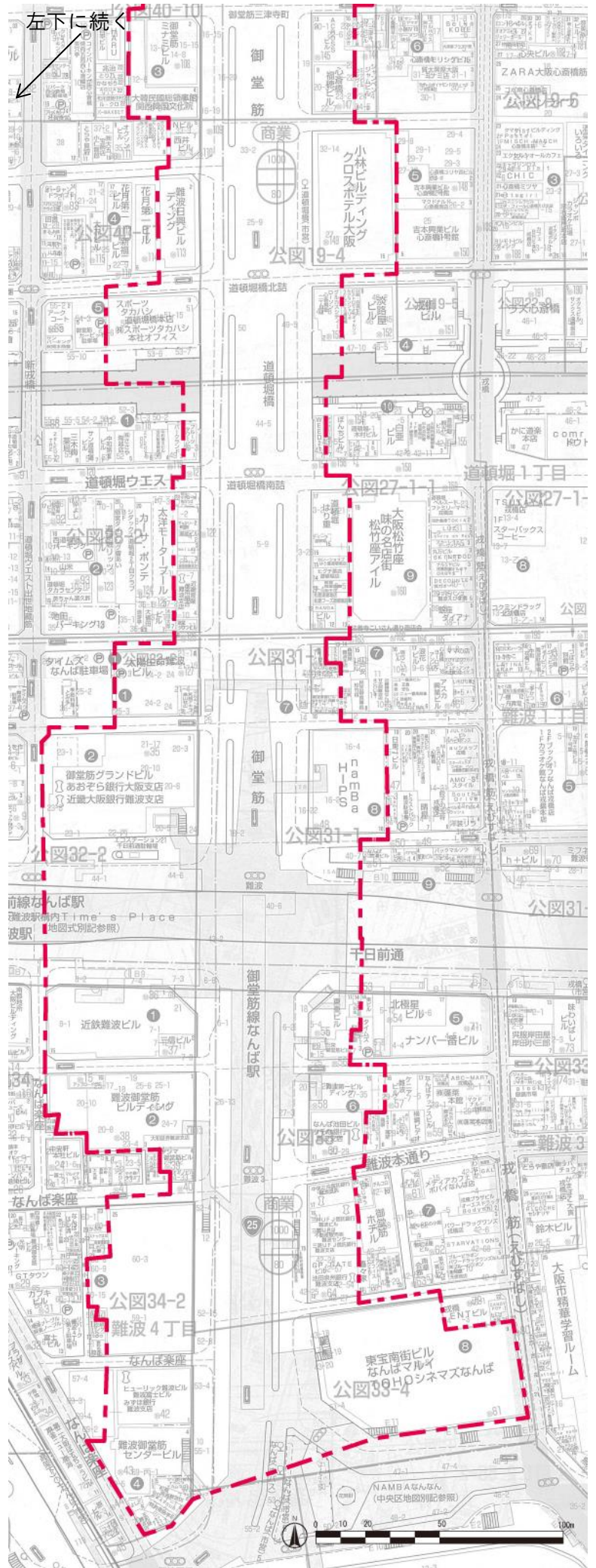
(施行期日)

この会則は、平成27年7月27日から施行することとします。

別図：御堂筋の長堀通から難波駅までの沿道



右上に続く



左下に続く